

# 高岡西部小学校PTA設立総会



日 時 令和6年4月26日（金）

場 所 高岡市立高岡西部小学校  
第一体育館

高岡西部小学校PTA設立準備委員会

# 総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 議長選出
- 3 議案
  - (1) PTA規約(案)について
  - (2) 新役員選出(案)について
  - (3) 令和6年度 事業計画(案)について
  - (4) 令和6年度 予算(案)について
- 4 会長挨拶
- 5 閉会のことば

## 高岡市立高岡西部小学校PTA規約（案）

### 第1章 総則

#### 第1条（名称及び事務局）

本会は、高岡市立高岡西部小学校PTA（以下本会という）と称し、事務局を高岡市立高岡西部小学校（以下本校という）内に置く。

#### 第2条（目的）

本会は、本校に在学する児童の保護者と勤務する教職員が互いに協力し、家庭と学校と地域社会が児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

#### 第3条（会員）

本会の会員は、次の資格のある者とする。

- (1) 本校に在学する児童の保護者
- (2) 本校に勤務する教職員
- (3) 本会の目的に賛同する者でPTA会長が認めた者

#### 第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 保護者、教職員としての理想に近づくための活動。
- (2) 児童の教育環境充実のための活動。
- (3) 家庭、学校、地域社会の連携により校外における生活指導に協力し、生活環境充実に資する活動。
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動。

#### 第5条（方針）

本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに健康福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗派にかたよる行為や、営利を目的とするような行為は行わない。

#### 第6条（会計）

本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入をもって賄う。

#### 第7条（会費）

会費は児童及び教職員一人当たり月額350円とする。

#### 第8条（会費及び寄付金の使用用途）

本会の会費及び寄付金は、第2条の目的達成に資する活動にのみ使用できる。

#### 第9条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### 第2章 役員

#### 第10条（役員の種類と人数）

1. 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事

- (4) 監事
- (5) 顧問

2. 役員数については細則で定める。

#### 第11条 (役員任期)

- 1. 役員任期は原則として1カ年とする。但し、再選を妨げない。
- 2. 役員に欠員が生じたときの後任者は前任者の残任期間とする。
- 3. 任期満了している場合でも、次期役員が決定するまでは、その任務を続けて行うものとする。

#### 第12条 (役員任務)

役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、総会及び執行部会、理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を行い得ない時はその職務を代行する。また、会長選考委員会を招集する。
- (3) 理事は、会長、執行部とともに理事会を構成し、重要事項の審議に当たる。また専門委員会、学年委員会の運営に当たる。
- (4) 監事は、会計経理の監査に当たる。また、理事会に出席し、各事業、行事の運営に意見を述べることができる。

#### 第13条 (会長選任)

- 1. 会長の選任は、会長選考委員会で選考し、総会の承認を得る。
- 2. 会長選考委員会についての必要な事項は細則で定める。

### 第3章 総会

#### 第14条 (総会定義)

総会は、全会員をもって構成する本会の最高機関である。

#### 第15条 (総会開催時期)

定期総会は、4月に開く。臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

#### 第16条 (開催方法)

- 1. 総会の開催は次のいずれかの方法により開催する。
  - (1) 招集による開催
  - (2) 書面等による招集以外の方法による開催
- 2. 総会の開催は前項1号の方法での開催を基本とし、前項2号による開催を実施する場合は理事会の承認を得なければならない。

#### 第17条 (総会内容)

総会は次のことを行う。

- (1) 前年度事業報告、決算報告、会計監査報告の承認
- (2) 今年度会長の選任及び役員承認
- (3) 今年度事業計画案、会計予算案の審議及び議決
- (4) 規約改正等の重要事項の審議及び議決

#### 第18条 (総会議決)

- 1. 総会議事は、出席者の過半数で決する。

2. 総会への出席が困難な場合、委任状の提出を認める。

## 第4章 理事会

### 第19条 (委員会の構成と開催頻度)

理事会は、会長、副会長、理事及び校長、担当教職員で構成し、会長が必要と認めたとときに開催する。

### 第20条 (理事会の内容)

理事会は次のことを行う。

- (1) 執行部会からの報告事項の承認
- (2) 執行部会からの議決要請事項の審議及び議決
- (3) 各専門委員会、学年委員会の行事計画の承認及び結果報告
- (4) 本会と同じ目的をもつ他の団体や機関、特に近隣のPTA及びPTA関係諸団体と連絡し、意思の疎通を図る。
- (5) その他必要な事項

### 第21条 (総会機能の代行)

理事会は、執行部会が必要と認めたととき、総会機能の代行をすることができる。但し、理事会での決定事項は、事後の総会において報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 執行部会

### 第22条 (執行部会の構成、開催頻度、議決)

執行部会は、会長、副会長、専門委員会の正副委員長で構成し、会長が必要と認めたとときに開催し、各種の協議事項を審議、決定する。但し、決定事項に総会決議、理事会決議を必要とする場合、事後の総会、理事会における報告、承認を得なければならない。

### 第23条 (執行部会の内容)

執行部会は、各専門委員会、学年委員会の意見を総合調整して、年間計画を立案する。また、総会及び理事会に提出する議案を調整する。

### 第24条 (例外的な執行部会への参加)

執行部会は、必要に応じ、第22条で定めた構成員以外の参加を認めることができる。

## 第6章 委員会

### 第25条 (委員会の種類)

1. 本会に専門委員会、学年委員会を置く。
2. 地区委員会の委員は高岡西部小学校区の各自治会に置く。
3. 各委員会の詳細は細則で定める。

### 第26条 (特別委員会)

特別な事項において必要があるときは、特別委員会(専門委員会扱い)を設けることができる。

## 第7章 個人情報の取り扱い

### 第27条 (個人情報の取り扱い)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については学校の方針に準じて適正に運用する。

## 第8章 細則

### 第28条 (細則の要旨)

1. 本会の運営に関し必要な規定を「細則」として定めることができる。
2. 細則で定める内容はこの規約に定める内容に反してはならない。
3. 細則は理事会の議決により制定または、改廃することができる。
4. 理事会は、細則を制定または改廃した場合、その結果を次期総会で報告しなければならない。

## 第9章 改正

### 第29条 (規約の改正)

1. この規約は、総会の議決を経て改正することができる。改正案は、総会の開催の少なくとも10日前に全会員に知らせておかなければならない。
2. 改正の結果は、次期理事会での承認を必要とし、次期総会で報告しなければならない。

### 付則

1. 本規約は令和6年4月1日より施行する。
2. 令和6年度は4月1日に遡及して効力を生じることとする。

## 高岡市立高岡西部小学校PTA細則（案）

### 第1章 役員数

#### 第1条 （役員の種類と人数）

1. 役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名
- (4) 理事
  - ① 専門委員会の委員長
  - ② 総務委員 若干名
  - ③ 学年委員会より各2名
  - ④ 地区委員 若干名 会長が必要と認めたときに、委嘱することができる。
  - ⑤ 一般会員 若干名 会長が必要と認めたときに、委嘱することができる。
- (5) 顧問 若干名 会長が必要と認めたときに、委嘱することができる。

2. 旧校区には地区担当会長を置き、地区担当会長は前項に定める副会長より委嘱するものとする。

### 第2章 会長選考委員会

#### 第2条 （選考の方法）

次期会長の選考は、副会長が招集する会長選考委員会で行う。

#### 第3条 （会長選考委員会の構成）

会長選考委員会は、理事会委員及び監事で構成され、必要に応じて本校教職員やブロック内関係PTA機関会員などに委員を委嘱できる。

#### 第4条 （委員会の任期）

会長選考委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

### 第3章 専門委員会

#### 第5条 （専門委員会の種類）

専門委員会として次の委員会を置く。

- (1) 総務
- (2) 教育企画
- (3) 環境生活
- (4) 広報
- (5) 保健体育

#### 第6条 （専門委員会の構成）

専門委員会は、各委員会担当副会長、正副委員長、および委員で構成する。

#### 第7条 （専門委員会の任務）

各専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会は、本会の会計事務、記録及び諸通知の発送に当たる。
- (2) 教育企画委員会は、よりよい教育環境を目指し企画を行う。また、児童が互いに磨き合うよう啓発する。
- (3) 環境生活委員会は、家庭生活や社会生活、児童相互の自主的集団生活を指導する。

(4) 広報委員会は、本会の会員、地域社会、関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換に努める。

(5) 保健体育委員会は、児童が心身共に明るく健やかに成長出来るよう支援に努める。

#### 第8条 (特別委員会の任期)

特別委員会は、その任務を終了したときに解散する。

### 第4章 学年委員会、地区委員会及びPTA協力隊

#### 第9条 (学年委員会)

1. 学年委員会は各学年委員によって構成する。
2. 学年委員会は、各学年の保護者と執行部および教職員との意思の疎通を図る。

#### 第10条 (地区委員会)

1. 地区委員会は、校下の各自治会に置く。
2. 地区委員会は各自治会の規模に応じて若干名を輩出する。
3. 地区委員会は地域社会と本会との意思の疎通を図る。

#### 第11条 (PTA協力隊)

1. PTAはPTA会員のOB有志によるPTA協力隊に各行事の協力を要請することができる。
2. 前項の規定によりPTA協力隊へ協力を要請したとき、PTAとPTA協力隊は、互いに連絡を密にし相互に扶助しなければならない。

### 第5章 慶弔見舞

#### 第12条 (弔慰金の内容)

弔慰金は次のとおりとする。

- (1) 児童が死亡した場合は、弔慰金1万円と供花
- (2) 会員が死亡した場合は、弔慰金1万円と供花
- (3) 1件の事例に対して複数の対象者がいる場合は、執行部で協議して、弔慰金の給付額を決定する。

#### 第13条 (見舞金)

児童・会員の不慮の災害、不慮の事故に対しては、執行部で協議の上、見舞金を給付することが出来る。

#### 第14条 (例外的な給付)

第12条、第13条の規定に関わらず、執行部が必要と認めた場合は、慶弔金を給付することが出来る。

#### 第15条 (祝電・弔電)

執行部が必要と認めた場合は、祝電・弔電などを送ることが出来る。

#### 第16条 (見舞金の返礼)

会員は本章の規定による慶弔見舞金を受けても、一切の返礼はしないものとする。

### 第6章 改正

#### 第17条 (改正の方法と基準)

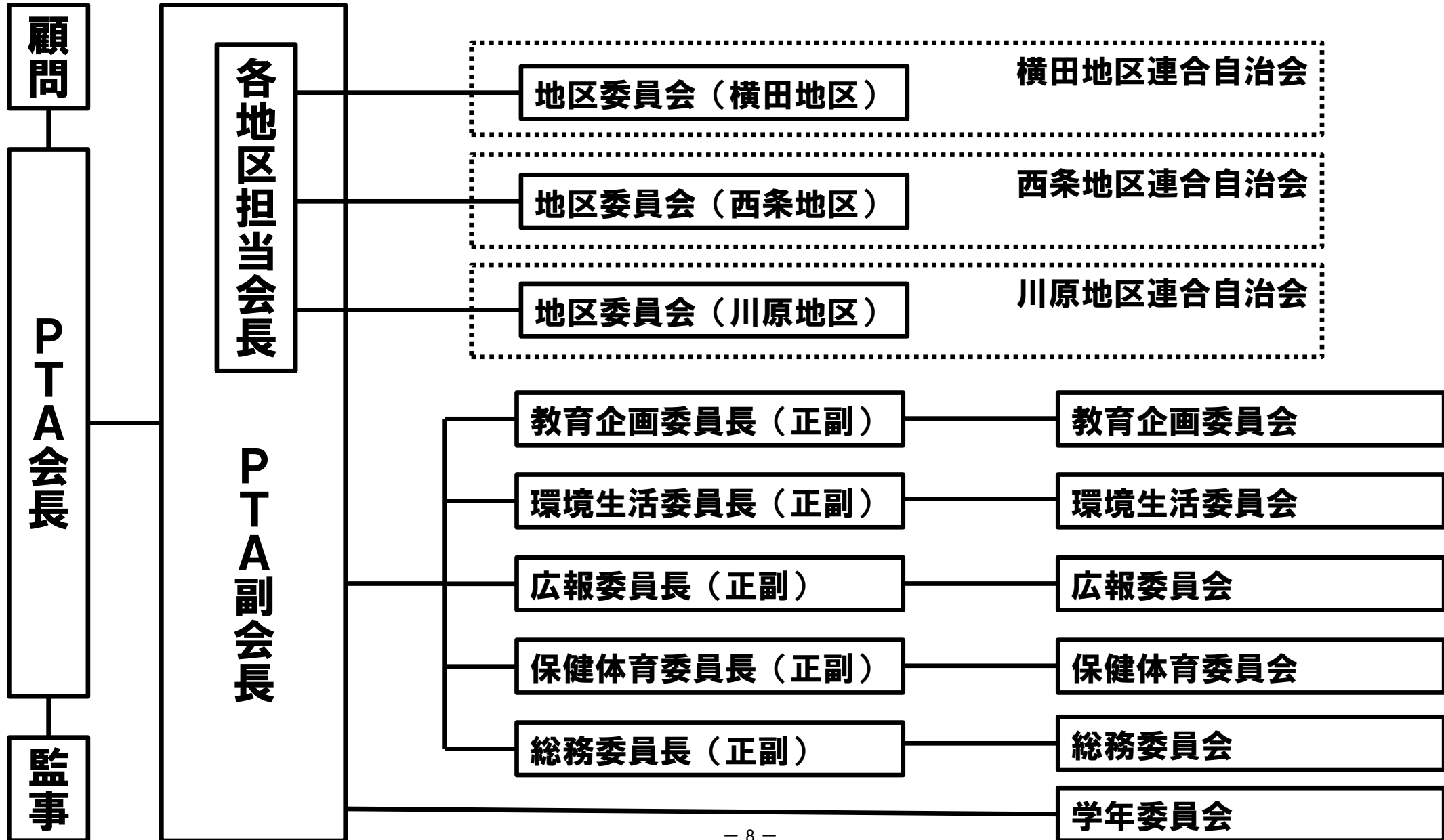
この細則は、理事会の過半数の賛成をもって改正することができる。

#### 第18条 (改正の時期)

この細則は、改正の必要性の是非に関わらず、少なくとも令和9年度には検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



高岡西部小学校PTA組織図（案）



## 令和6年度 高岡西部小学校PTA委員会事業(案)

月	日	活動内容
4	26	高岡西部小学校PTA設立総会 ウェブベルマーク推進活動 (環境)
5	18	運動会 広報誌発行 (広報) 農業体験:サツマイモ苗植え (教育)
	下旬	親学び活動:講演会 (教育)
6	上旬	資源回収 (環境)
	21	AED講習:消防隊員より指導 (保健)
7	下旬	広報誌発行 (広報) クリーン作戦 (環境) 学校プール監視:夏休み期間 (保健)
9		親学び活動:講演会 (教育)
10	5	学習発表会 農業体験:サツマイモ掘り (教育) 会長・監事選考委員会設置
12	上旬	資源回収 (環境)
翌年		
3		広報誌発行 (広報)
通年活動		
<ul style="list-style-type: none"> <li>•Web活動報告:小学校行事やPTA活動に応じてホームページへアップロード (広報)</li> <li>•PTA執行部会</li> <li>•PTA理事会</li> </ul>		

※活動内容の()内は主体の委員会を記載

広報:(広報) 保健体育:(保健) 教育企画:(教育) 環境生活:(環境)

# 令和6年度 高岡西部小学校PTA委員会事業計画(案)

## 教育企画委員会

### 目標

よりよい教育環境の実現と、児童が相互に磨き合う意識を醸成することを目指し、児童・保護者・地域が協働して取り組む探求的な学習や、体験活動等を企画することを目的に活動する。

月	日	活動内容	場所	補足
5	下旬	親学び① ・入学進級を迎えたばかりで、不安でいっぱいこの時期に、親として「どのような準備や心構えが必要なのか」「子供とどのように接したら良いのか」等の視点から講演をいただく。	未定	
5	未定	農業体験 (サツマイモ苗植え)	北島地内	JA高岡西部支店 青年部の協力により 実施予定
5	18	運動会参画、協力		
9	未定	親学び② ・夏休み明けの生活リズムや、環境の変化により、子供の心身にも様々な影響が出る時期に親としてどのようなケアができるのか、親子の向き合い方等の講演をいただく。	未定	
10	未定	農業体験 (サツマイモ掘り)	北島地内	JA高岡西部支店 青年部の協力により 実施予定
10	5	学習発表会参画、協力		

## 令和6年度 高岡西部小学校PTA委員会事業計画(案)

### 環境生活委員会

#### 目標

環境や生活の充実に資する活動を指針とし、企画・運営を行ない、地域社会との連携を通し、児童の幸福な成長をはかる。

月	日	活動内容	場所	補足
4		ウェブベルマーク推進 ・新小学校では各校のポイントを 引き継ぐ ・電光測定板をベルマーク ポイントで購入予定。 (学校と相談し、物品と交換)	書面案内配布	
5	18	運動会参画、協力		
6	上旬	資源回収 ・高岡西部小学校校下の一斉 資源回収として、各町内に 案内文を回覧していただく。	高岡西部小学校 (持ち込み)	
7	下旬	クリーン作戦 ・通学路のゴミ拾い (本年度は、ゴミ拾いしながら登校、 校舎清掃は行わない) ・PTA役員は、ゴミの回収・分別。	自宅から高岡西部 小学校までの通学路 (バス通学児童は、 利用しているバス停 までにするのは 要検討。)	
10	5	学習発表会参画、協力		
12	上旬	資源回収 ・高岡西部小学校校下の一斉 資源回収として、各町内にも 案内文を回覧していただく。	高岡西部小学校 (持ち込み)	

## 令和6年度 高岡西部小学校PTA委員会事業計画(案)

### 広報委員会

目標

PTA会員・地域住民、その他関係各所に本校のPTA活動内容を周知し、意見の交換に努める。

月	日	活動内容	場所	補足
4 5 3		広報誌発行(年3回) ※5月、7月、3月予定 WEB活動報告(随時)  <主な予定> 4月:入学式 5月:運動会 10月:学習発表会 通年:その他小学校行事 PTA活動等	高岡西部小学校	5月は校区の全戸 配布を予定  次号以降 配布対象未定

# 令和6年度 高岡西部小学校PTA委員会事業計画(案)

## 保健体育委員会

### 目標

会員相互の親睦と児童の健康増進・活動する上での安全確保をはかり、心身共に健康な生活を送ることを目的に活動する。

月	日	活動内容	場所	補足
4	未定	グラウンド整備	高岡西部小学校	委員会・執行部 理事にて実施
5	未定	・運動会にむけてグラウンド整備を行う。 (石拾い・トンボ掛け・草むしりなど)	グラウンド	
5	18	運動会参画、協力 ・運動会準備、テント設営、備品運搬など手伝い。 ※駐車禁止場所の声掛け、近隣の見回りなど		委員会・執行部 理事にて実施 ※見回りなどは時間配分など割り振りにて決めていく
6	21	AED講習 ・高岡消防本部から消防隊員の方をお招きして講習を開催する	学校内(未定)	参加者 ・保健体育委員 ・学年委員 ・執行部で参加できる方 ・地区委員 ・その他
7	未定	プール監視	学校内(プール)	プール開放がある前提として監視員になる方対象 学校側にプール開放の詳細確認後、検討していく。
10	5	学習発表会参画、協力		

高岡西部小学校 PTA 令和 6 年度スローガン

# 新たなる一歩

—地域と共に子どもたちの未来へ—

地域と連携し安全、安心な子どもたちの環境をつくる

学校と協力して子どもたちの成長に寄与する

多様性を力に変え前進する事でより良い未来にする